

別表第一							
資 金 の 額 額	貸 付 付 付	対 象	借 期 限	償 還 期 限	利 率	年 三 分	
一 自立農家の經營に要する資金							
(1) 農地の購入又はひなの購入に必要な経費							
二 肉牛又は乳用牛の成因地造成に要する資金	(2) 果樹園經營に必要な経費(補助後二年目から四年目までの果樹に係るものに限る。)	乳肉繁殖牛牛	三年以内	食採種苗	大分五厘以内	年 三 分	
三 優良肉用種牛の成因に要する資金	(3) 育蚕經營のための桑園の維持管理に必要な経費(桑園の新築又は改築後二年目及び三年目の委託に係るものに限る。)	三年以内	二年以内	三年以内	大分五厘以内		
四 基礎牛の導入に要する資金	(4) したが栽培經營に必要な経費	五年以内	二年以内	五年以内	大分五厘以内		
五 肥育用種畜の購入	優良肉用基礎種牛の優良子牛の購入に必要な経費	五年以内	二年以内	三分五厘以内	大分五厘以内		
六 購入に要する種苗	肥育用和牛、肥育用豚、育成用乳用牛の乗者等の購入に必要な経費	五年以内	二年以内	五分以内	六分以内	年 三 分	
七 木炭原木の購入に要する資金	優良種苗の購入に必要な経費	五年以内	二年以内	六分以内	六分以内		
八 木炭原木の購入に要する資金	木炭原木の購入資金及び運送に必要な経費	三年以内	一年以内	六年以内	六年以内	年 三 分	

算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。)の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。)に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(農業近代化推進資金の利子補給率)

第四条 農業近代化推進資金の利子補給率は、別表第二のとおりとする。

(貸付の限度額)

第五条 農業近代化推進資金の一農業者等ごとの貸付の限度額は、それぞれその種類ごとに知事が別に定める。

(利子補給金の支給)

第六条 県は、第三条第一項の規定による利子補給契約に基づいて融資機関から利子補給金の支給の請求があつた場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求があつた日の属する月の翌月中にこれを支給するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

- 2 昭和四十一年においては、第三条第二項中「毎年一月一日から十二月三十一日までの期間」とあるのは「昭和四十一年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と読み替えるものとする。
- (鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)
- 3 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び知事が特に必要と認めて指定した資金」を削る。

法第二条第三項第一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が特に必要と認めて指定する資金 年三分年三分年一分

別表中「七 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めて指定するものにはか、知事が特に指定期間内に貸し付ける場合

一号、第二号、第三号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が知事が特に指定期間内に貸し付ける場合

を削る。

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正に伴う経過措置)
4 昭和四十一年四月一日前において、前項の規定による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則による利子補給契約に基づき、知事が貸付けの承認を受けたものについては、なお従前の例による。

九、貸出の流通調整に
要する資金

食糧供給機関等のため印事が貿易相手の治済銀行の
金銭を託す場合において、貿易相手の價格に對応する食糧理算者の算定資金

昭和三十三年五月三十日

六分五厘以内

別表第三

資金の種類	利子率
一、自立農家の經營に要する資金	年二分五厘
二、内省又は乳用牛育成團地の造成に要する資金	年三分五厘
三、優良肉用種牛の造成に要する資金	年三十分
四、乳牛の導入に要する資金	年二分五厘
五、肥育用種牛の購入に要する資金	年三分五厘
六、被用植物の種苗購入に要する資金	年三十分
七、チヨーリップの種球の購入に要する資金	年二分五厘
八、木炭原木の購入に要する資金	年二分五厘
九、食糧の流通調整に要する資金	年二分五厘

開催の日時及び場所	講習の科目及び時間	講習の時間
七月七日八時三十分から 七月八日	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場	四時間
七月八日	東伯郡赤崎町 鳥取県畜産試験場	六時間
三、受講申込みの方法	別記様式による家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に	

告示

鳥取県告示第三百十四号

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条第二項第一号に規定する講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第三百五十二号）第一条の三第一項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十七日

鳥取県知事 石 破 二 明

一、自立農家の經營に要する資金

二、内省又は乳用牛育成團地の造成に要する資金

三、優良肉用種牛の造成に要する資金

四、乳牛の導入に要する資金

五、肥育用種牛の購入に要する資金

六、被用植物の種苗購入に要する資金

七、チヨーリップの種球の購入に要する資金

八、木炭原木の購入に要する資金

九、食糧の流通調整に要する資金

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

一百一、

一百二、

一百三、

一百四、

一百五、

一百六、

一百七、

一百八、

一百九、

一百十、

一百十一、

一百十二、

一百十三、

一百十四、

一百十五、

一百十六、

一百十七、

一百十八、

一百十九、

一百二十、

一百二十一、

一百二十二、

一百二十三、

一百二十四、

一百二十五、

一百二十六、

一百二十七、

一百二十八、

一百二十九、

一百三十、

一百三十一、

一百三十二、

一百三十三、

一百三十四、

一百三十五、

一百三十六、

一百三十七、

一百三十八、

一百三十九、

一百四十、

一百四十一、

一百四十二、

一百四十三、

一百四十四、

一百四十五、

一百四十六、

一百四十七、

一百四十八、

一百四十九、

一百五十、

一百五十一、

一百五十二、

一百五十三、

一百五十四、

一百五十五、

一百五十六、

一百五十七、

一百五十八、

一百五十九、

一百六十、

一百六十一、

一百六十二、

一百六十三、

一百六十四、

一百六十五、

一百六十六、

一百六十七、

一百六十八、

一百六十九、

一百七十、

一百七十一、

</

